

# 令和4年度大崎地域移住定住促進事業企画運営業務提案募集要領

この要領は、宮城県北部地方振興事務所が実施する「大崎地域移住定住促進事業企画運営業務」（以下、「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 募集事項

### (1) 案件名

令和4年度大崎地域移住定住促進事業企画運営業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

### (4) 委託上限額

2,050,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

## 2 応募資格

(1) 「みやぎ移住・定住推進県民会議」の会員であって、以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ロ 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

ニ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

ホ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

ヘ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定す

る破産手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

ト 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しない者であること。

チ 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しない者であること。

リ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

ヌ 発注者と緊密に連絡を取る必要があることから、宮城県内に活動拠点(本店又は営業所等)を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約(宮城県との関係においては再委託に該当)により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

### 3 スケジュール(予定も含む。)

企画提案募集開始	令和4年4月28日(木)
質問受付期限	令和4年5月12日(木)午後4時
質問への回答	令和4年5月16日(月)
企画提案への参加申込期限	令和4年5月19日(木)午後5時
企画提案書の提出期限	令和4年5月24日(火)午後5時
企画提案書の書面審査 (3者を超えた場合)	令和4年5月25日(水)
書面審査の結果発表 (3者を超えた場合)	令和4年5月27日(金)
選定委員会の開催 (プレゼンテーション審査)	令和4年6月1日(水)
選定結果の通知及び公表	令和4年6月上旬 【予定】
契約締結	令和4年6月中旬 【予定】

### 4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

受付期限	令和4年5月12日(木)午後4時
提出方法	指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。 なお、電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

提出先	宮城県北部地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班 nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、令和4年5月16日（月）までに宮城県北部地方振興事務所地方振興部ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な案件事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。 また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

## (2) 企画提案への参加申込

提出期限	令和4年5月19日（木）午後5時（当日消印有効）
提出方法	郵送又は持参とすること。
提出先	宮城県北部地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班 〒989-6117 宮城県大崎市古川旭 4-1-1 宮城県大崎合同庁舎 4階
提出書類	イ 企画提案参加申込書（様式第2号）1部 ロ 宣誓書（様式第3号）1部 ハ 同種・類似業務の受注実績（様式第4号）1部 （イ） 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業があれば記載すること。 （ロ） 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。 （ハ） 事業のわかる資料を併せて添付することも可能とする。

## (3) 企画提案書等の提出

提出期限	令和4年5月24日（火）午後5時 必着
提出方法	電子データで提出すること。
提出先	宮城県北部地方振興事務所地方振興部商工・振興第一班 nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp
提出書類	イ 企画提案書（任意様式） 構成等については別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとすること。 ロ 参考見積書（様式第5号）

## 5 業務委託候補者の選定

### (1) 選定方法

企画提案者の審査は、県が設置する選定委員会において、評価項目ごとに設定された配点に基づき、委員による採点及び協議により行う。審査は、提出書類及びプ

プレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員の1位票を最も多く獲得した提案者1者を業務委託候補者とする。ただし、審査の結果、1位票を最も多く獲得した企画提案者が複数いる場合は、各委員の評価点を合計した総合点が高い者を業務委託候補者とし、また、総合点と同じ場合は、参考見積書記載の見積金額が低い者を業務委託候補者とし、さらに、見積金額が同じ場合には、くじ引きにより業務委託候補者を決定する。

提案者が3者を超えた場合は、審査基準に基づく企画提案書の書面審査を実施し、上位3者のみでプレゼンテーション審査を行うものとする。

なお、企画提案者が1者の場合もプレゼンテーション審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

おって、企画提案者がいない場合又は業務委託候補者がいない場合には、再度、企画提案者を募集する。

## (2) 書面審査

イ 書面審査の実施日 令和4年5月25日(水)

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、評価項目に基づいて審査し、提案者の中から上位3者を選定する。

ハ 書面審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

## (3) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和4年6月1日(水)

ロ 実施会場 宮城県大崎合同庁舎5階 501会議室(予定)  
(宮城県大崎市古川旭4-1-1)

※実施時間等の詳細については、参加者に後日連絡する。

## (4) プレゼンテーションに当たっての条件等

イ 当日の参加人数は、1企画提案者につき3人以内とする。

ロ 1企画提案者当たりの持ち時間は、30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とし、県が後日指定する時間割により行うものとする。

ハ 当日持ち込める資料は、企画提案書に記載のある物品及びプレゼンテーション用のデータファイルのみとする。

ニ 投影機材(モニター等)の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。

(5) 評価項目及び配点

評価項目	評価事項	配点
業務実施の 方向性及び 全体計画 (40点)	・ 本事業の趣旨をよく理解しており，基本的考え方，仕様内容等に沿った提案であるか。	10
	・ 実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的であるか。	10
	・ 提案内容を確実に履行できる組織体制か。	10
	・ 過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	10
企画内容 (50点)	大崎地域の知名度向上	・ 大崎地域移住希望者向け移住体験会の企画内容が参加者にとって魅力的かつ効果的なものとなっているか。 15
	移住後のサポート体制の充実	・ 移住者交流会の企画内容が参加者にとって魅力的かつ効果的なものとなっているか。 10
		・ 市町移住定住担当者会議が有益な情報や新たな発想を得る機会となる内容が提案できているか。 10
地域おこし協力隊を活用した移住定住施策の促進	・ 地域おこし協力隊の定期的な意見交換会の企画内容が，隊員定着に向けた取組として期待できるか。 15	
独自提案 (10点)	・ 移住定住を促進する上での課題を的確に捉え，事業を更に充実させるものとなっているか。 10	
合計		100

(6) 選定結果の通知及び公表

審査終了後，書面にて，全ての企画提案者に選定結果を通知する。また，本県公式ウェブサイトにおいて参加者数及び業務委託候補者名を公表する。

なお，審査・選定結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

6 契約の締結

本企画提案に係る契約については，次により行う。

(1) 受託者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約が締結出来ない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受託者とする。

(2) 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は、県と受託者で協議の上作成する。

なお、業務の仕様は、仕様書に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

(3) 委託金の支払い条件

委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

## 7 失格要件

(1) 次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 5に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ニ 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- へ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ト 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

(2) その他

- イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（別紙様式第6号）を提出すること。
- ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ハ 企画提案書の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 8 企画提案に当たっての留意事項

(1) 企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書は、原則として返却しない。また、提出後の差替え、変更は認めない。
- (3) 企画提案に参加する事業者が、災害又は新型コロナウイルス感染拡大等の不可抗力により、企画提案を行うことが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、随時、県と協議することとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

## 9 応募・書類提出及び問い合わせ先

宮城県北部地方振興事務所地方振興部 商工・振興第一班

〒989-6117 宮城県大崎市古川旭 4-1-1（宮城県大崎合同庁舎 4階）

電子メール：nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp

T E L : 0229-91-0744 F A X : 0229-91-0749